

「海上保安業務システム（e ラーニング機能）保守作業」に関する公募

令和 7 年 4 月 14 日

海上保安庁総務部

情報通信課長 荒川 直秀

次のとおり、参加者を公募する。

1 公募の概要

本案件は、当庁で使用している秘匿を要する情報を扱うコンピュータシステムを構成している機能の一つである e ラーニング機能の保守作業ができる者（参加者）を公募するものである。

参加を希望する者は、所定の様式により申込みを行い「海上保安庁秘匿情報システム技術審査実施要領」（以下「技術審査」という。）に基づく技術審査を受けること。

2 案件の概要

本案件は、既存の秘匿情報システムを構成している機能の一つである e ラーニング機能の保守作業をするものである。

3 案件の概要

（1）調達内容

海上保安業務システム（e ラーニング機能）保守作業

（2）見積もり合わせ予定日

令和 7 年 6 月 11 日

（3）作業期限

令和 8 年 3 月 31 日

4 参加要件

（1）基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② 海上保安庁総務部長から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- ③ 令和 07・08・09 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」の A、B、C 又は D 等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。

- ④ 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者ではないこと。
 - ⑤ 日本国内で事業を営む者（外資系の日本に籍を置く事業者を除く）に限る。
 - ⑥ 社内規定等により守秘義務を履行できる体制が整っていること。
 - ⑦ 情報保全に係る履行体制の確保が図れること。
- (2) 技術的要件
- 技術審査基準に基づく審査の結果、既存の秘匿情報システムとの整合性を有する提案を提供できること。
- (3) 守秘義務に関する要件
- 社内内規等により守秘義務を履行できる体制が整っていること。

5 応募要領

- (1) 本件調達に参加を希望する者は、以下の提出書類のうち、①から④を事務担当課に提出すること。
- ① 事務担当課において配布する申請書（技術審査に必要な資料を含む）（別紙1参照）
 - ② 令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格決定通知書（写）
 - ③ 「秘密の保全に関する措置」及び「情報保全に係る履行体制の確保」に係る資料
 - ア 誓約書（別紙2参照）
 - イ 情報保全に係る履行体制に関する資料（別紙3参照）
 - ④ 守秘義務を履行できる体制が確認できる社内内規（事務担当課）
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
海上保安庁総務部情報通信課システム管理室 （吉村 匡史）
電話 03-3591-6361（内線 3210）
- (2) 技術審査基準の配布・受付期間、提出期限及び提出場所
- ① 配布・受付期間
令和7年4月14日 から 令和7年4月28日 まで
 - ② 提出期限及び提出場所
令和7年4月28日 17時00分
提出場所は、(1)に同じ。
提出は、持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。

6 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 本件仕様書は、この公募により応募した者が技術審査に合格し、秘密の保全に関する規約、別紙2及び別紙3を提出した後に配布する。

秘密の保全に関する規約には以下に掲げる全ての記載があること。

- ・ 配布先における秘密とする事項の指定状況
- ・ 秘密保全管理責任者の選任状況
- ・ 図書の保管方法
- ・ 図書を複製する際の措置
- ・ 図書及び複製の返納又は廃棄処分
- ・ 事故発生時の報告要領

- (3) 技術審査に関する問い合わせ先
上記5(1)の事務担当課に同じ。

別紙 1

年 月 日

海上保安庁総務部情報通信課長 殿

住所
氏名

海上保安庁秘匿情報システム技術審査申請書

1 調達案件名(公示等に明記された調達案件名)

2 提出資料(該当する項目に○印を付し、資料を添付すること)

- | | |
|--------------|-------------|
| (1) 技術ポテンシャル | 【 提出 ・ 省略 】 |
| (2) 保守サービス体制 | 【 提出 ・ 省略 】 |
| (3) 品質管理体制 | 【 提出 ・ 省略 】 |
| (4) 工程管理体制 | 【 提出 ・ 省略 】 |
| (5) 秘密保全体制 | 【 提出 ・ 省略 】 |

3 担当者の氏名及び電話番号

誓 約 書

貴庁からご案内いただきました「海上保安業務システム（eラーニング機能）保守作業」にかかる「秘密の保全に関する措置」及び「情報保全に係る履行体制の確保」について、次のとおり誓約します。

記

1 「秘密の保全に関する措置」について

- (1) 仕様書等図書の記載内容について、複写、転記、引用、配布、掲示及び処分など情報漏洩に関する一切を禁止する。ただし、本調達に関する提出書類等に盛り込む場合は例外とし、印刷、製本等の過程においても守秘管理を徹底する。
- (2) 当該仕様書等図書を受領した者は、返却までの間、施錠できる場所にて適正な守秘管理を誠実に実施する。
- (3) 受注者確定後、受注者以外は当該仕様書等図書を受領した担当官あて返却する。
- (4) 受注者は、履行終了後に3項にならない返却する。
- (5) 本契約により作成する完成図書の取扱についても1項の禁止事項を準用する。
- (6) 当社の本件にかかる情報管理責任者は、別添「情報取扱者名簿」に定める。

2 「情報保全に係る履行体制の確保」について

- (1) 本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある情報取扱者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する。
- (2) 海上保安庁総務部情報通信課長（以下、担当原課長）が同意した場合を除き、参加者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の参加者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の参加者以外の者に対して伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有している。
- (3) 本業務において、情報保全に係る履行体制に変更する必要があるが生じた場合、担当原課長へ報告するとともに、担当原課長の許可が得られなければ、いかなる場合においても、情報保全に係る履行体制を変更しない。
また、本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示する必要が発生した場合、担当原課長へ報告するとともに、担当原課長の許可が得られなければ、いかなる場合においても、情報を開示しない。
- (4) 本業務で知り得た保護すべき情報を記録した資料に関する業務履行完了後における取扱い（返却・削除等）については、担当原課長の指示に従う。
なお、海上保安庁との契約にかかる関係書類については適切に保管するものとする。
- (5) 本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに担当原課長へ報告するものとする。
なお、報告がない場合でも、情報の漏洩等の懸念や事故等がある場合には、海上保安庁が行う報告徴収や調査に応じます。
- (6) 提出した資料のうち個人情報が記載された情報取扱者名簿は、返却を受けた後5年間保管し、海上保安庁からの要求があった場合は提出します。

海上保安庁総務部情報通信課長 殿

令和 年 月 日

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

情報保全に係る履行体制に関する資料

① 情報取扱者名簿 ※情報取扱者は本業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。

		氏名	住所	生年月日	所属部署	役職
情報管理責任者 (※1)	A					
情報取扱管理者 (※2)	B					
	C					
業務従事者 (※3)	D					
	E					
再委託先 (※4)	F					

(※1) 本業務における情報取扱のすべてに責任を有する者。

(※2) 本業務の進捗状況などの管理を行う者で、本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

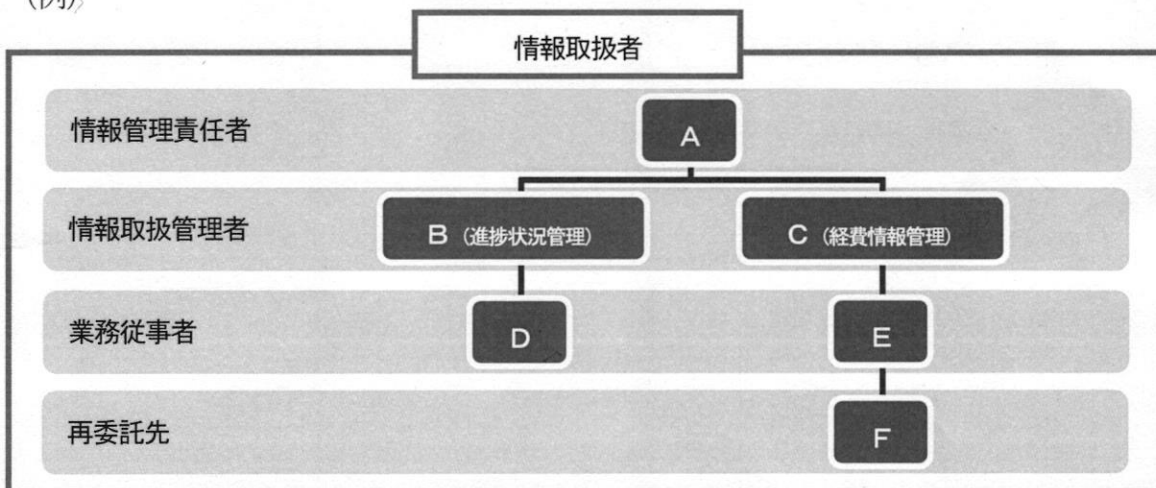
(※3) 本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※4) 本契約後に再委託先を選定する場合は、別途選定を行う際に追記して承認を得ること。

※このほか、日本国籍以外の国籍を有する者については、国籍やパスポート番号等を別途報告するものとする。

② 情報管理体制図

(例)



※本業務の遂行にあたって、保護すべき情報を取り扱うすべての者を記載すること（再委託先も含む）。

③ その他

- ・ 情報管理規則等の内規を有している場合で上記例を満たす情報については、当該内規の添付で代用可能。
- ・ 情報管理規則等の内規があれば別途添付すること。
- ・ 必要に応じ、本紙記載の内容を確認するため追加で提出を求める場合がある。